

墨田区総合運動場条例概要

1 目的

区民のスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上に寄与するとともに、世代間、地域間等の多様な交流を促進し、もって地域力の向上に資するため、墨田区総合運動場（以下「総合運動場」という。）を公の施設として設置する。

2 位置

東京都墨田区堤通二丁目11番1号

3 事業

- (1) スポーツ及びレクリエーションの普及振興に関すること。
- (2) 世代間、地域間の交流の促進に関すること。
- (3) 総合運動場の施設の利用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

4 施設

- (1) 陸上競技場（トラック及びフィールド）
- (2) 観覧場（観覧席及び観覧場会議室）
- (3) セミナーハウス（会議室、調理室、多目的室、トレーニング室、和室、洋室及び浴室）
- (4) 駐車場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

5 利用時間等

(1) 利用時間

ア 通常利用 午前9時から午後9時まで

イ 宿泊利用 利用の初日の午後1時から利用の最終日の午前10時まで
 宿泊は、原則として2泊3日まで

(2) 休場日

ア 毎月第2火曜日

イ 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

利用時間、宿泊日数及び休場日は、指定管理者が区長の承認を得て変更することができる。

6 利用料金の額（限度額）

利用料金の額は、指定管理者が区長の承認を得て定める。

(1) 貸切りの場合

区 分				利用単位	利用料金	
陸上競技場	トラック及びフィールド		平	1回、4時間以内	20,000円	
			日		24,000円	
	インフィールド（1面）	一般	フットサル利用		平	20,000円
			日		24,000円	
		高校生以下	フットサル利用以外		平	6,000円
			日		7,200円	
観覧場	観覧場会議室			2,000円		
				4,400円		

セミナーハウス	会議室 A		1人1泊	3,600円
	会議室 B			
	調理室			4,400円
	多目的室			5,600円
	和室・洋室	宿泊以外		3,200円
宿泊		一般	2,000円	
		高校生以下	1,000円	
園路、エントランスその他の施設（1平方メートル当たり）			1回、1時間以内	16円50銭

1 利用者が、営利等を目的とするとき、又は入場料等を徴収するときの利用料金は、上記利用料金の2倍相当額以内とする。

2 区内に住所を有する者等以外の者が利用する場合の利用料金の額は、上記利用料金の5割相当額を加えた額とする。

(2) 貸切りでない場合

施設区分	利用単位	利用者区分		
		一般	高校生以下、大学生その他規則で定める者	中学生以下の区民
陸上競技場	1回	200円	100円	無料
トレーニング室	1回、2時間以内	240円	240円	240円

トレーニング室を2時間を超えて利用する場合の超過料金は、超過時間1時間までごとにつき、上記利用料金の5割相当額以内とする。

(3) 付帯設備

区分		利用単位	利用料金
夜間照明	トラック（貸切りの場合）	1回、1時間	2,100円
	フィールド（貸切りの場合）	1回、1面、1時間	700円
その他		1種、1時間	1,000円

(4) 駐車場

区分		単位	利用料金
大型車・中型車	宿泊以外	30分ごと、1台、1回	800円
	宿泊	1泊につき、1台	4,000円
その他の車両	宿泊以外	30分ごと、1台、1回	200円
	宿泊	1泊につき、1台	1,000円

7 指定管理者による管理

総合運動場の管理を指定管理者に行わせる場合の業務の範囲、管理の基準その他必要な事項について定める。

8 施行期日等

墨田区規則で定める日

指定管理者の指定の手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができることとする。